

多面的機能交付金第三者委員会設置要領の 改正(案)について

令和 5 年 8 月 3 日

農 林 水 産 省

1 多面的機能交付金第三者委員会設置要領の改正（案）

○ 委員会の設置要領を改正し、委員の任期ならびに設置要領の効力を、1年間延長。

● 多面的機能支払制度に関する第三者委員会設置要領（令和元年8月21日付け元農振第1167号）
新旧対照表（案）

改 正 後	現 行
多面的機能支払制度に関する第三者委員会設置要領 制定 令和元年8月21日付け元農振第1167号 最終改正 令和5年 月 日付け5農振第 号 （中略） 3 委員 (1) 委員は、別紙のとおりとする。 (2) 委員長は、委員の互選により選任する。 (3) 委員長は、必要に応じ委員長代理を指名することができる。 (4) 農村振興局長又は委員長は、委員のほか、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見の表明や説明を求めることができる。 (5) 委員の任期は令和7年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。 (6) 委員の代理出席は、原則として認めない。 （中略） 附 則 この要領は、令和7年3月31日限りその効力を失う。	多面的機能支払制度に関する第三者委員会設置要領 令和元年8月21日付け元農振第1167号 （中略） 3 委員 (1) 委員は、別紙のとおりとする。 (2) 委員長は、委員の互選により選任する。 (3) 委員長は、必要に応じ委員長代理を指名することができる。 (4) 農村振興局長又は委員長は、委員のほか、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見の表明や説明を求めることができる。 (5) 委員の任期は令和6年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。 (6) 委員の代理出席は、原則として認めない。 （中略） 附 則 この要領は、令和6年3月31日限りその効力を失う。

多面的機能支払制度に関する第三者委員会設置要領

制定 令和元年 8 月 21 日付け元農振第 1167 号
最終改正 令和 5 年 月 日付け 5 農振第 号

1 趣旨

多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知）第 3 に基づき、交付金の交付状況の点検及び効果の評価等を行う中立的な第三者機関として「多面的機能支払交付金第三者委員会」を設置する。

2 会議の招集

会議は、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が招集する。

3 委員

- (1) 委員は、別紙のとおりとする。
- (2) 委員長は、委員の互選により選任する。
- (3) 委員長は、必要に応じ委員長代理を指名することができる。
- (4) 農村振興局長又は委員長は、委員のほか、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見の表明や説明を求めることができる。
- (5) 委員の任期は令和 7 年 3 月 31 日までとする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- (6) 委員の代理出席は、原則として認めない。

4 審議事項

委員会においては、多面的機能支払交付金に係る次に掲げる事項を審議する。

- (1) 交付金の交付状況の点検及び効果の評価
- (2) その他検討すべき事項

5 公開

- (1) 会議は公開とする。ただし、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、非公開とすることができる。
- (2) 議事概要等は原則として公開するものとする。

6 事務局

会議に係る庶務は、農村振興局整備部農地資源課において処理する。

附 則

この要領は、令和 7 年 3 月 31 日限りその効力を失う。